## ① 算定の可否の判断基準

要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト(つり具の部分を除く。)」及び「自動排泄処理装置」(以下「対象外種目」という。)に対しては、原則として算定できない。また、「自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)」については、要介護1の者に加え、要介護2及び要介護3の者に対しては、原則として算定できない。しかしながら95号告示第二十五号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者(要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護1、要介護2及び要介護3の者をいう。以下(2)において同じ。)であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

- ア 原則として次の表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成 11 年厚 生省告示第 91 号)別表第 1 の調査票のうち基本調査の直近の結果(以下単に「基本調査の結果」 という。)を用い、その要否を判断するものとする。
- イ ただし、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行うこととする。
- ウ また、アにかかわらず、次のi)からiii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に 基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸 与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な 方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師 の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専 門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。
  - i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に<u>95</u> 号告示<u>第二十五</u>号のイに該当する者
    - (例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
  - ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに<u>95 号</u>告示<u>第二十五</u>号のイに 該当することが確実に見込まれる者
    - (例 がん末期の急速な状態悪化)
  - iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から 95 号告示第二十五号のイに該当すると判断できる者
    - (例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性 肺炎の回避)
  - 注 括弧内の状態は、あくまでも i)~iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したに すぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)~iii)の状態であると判断される

場合もありうる。

## ② 基本調査結果による判断の方法

指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

- ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第1の認定調査票について必要な部分(実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分)の写し(以下「調査票の写し」という。)の内容が確認できる文書を入手することによること。
- イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写 しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

要支援1又は要支援2の者に係る指定介護予防福祉用具貸与費 〔老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号 別紙1 第2の11(2)〕

## ① 算定の可否の判断基準

要支援1又は要支援2の者(以下(2)において「軽度者」という。)に係る指定介護予防福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト(つり具の部分を除く。)」及び「自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)」(以下「対象外種目」という。)に対しては、原則として算定できない。

しかしながら<u>95</u> 号告示<u>第七十九号</u>において準用する<u>第二十五号</u>のイで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定介護予防福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

- ア 原則として次の表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成 11 年厚生省告示第 91 号) 別表第 1 の調査票のうち基本調査の直近の結果(以下単に基本調査の結果という。) を用い、その要否を判断するものとする。
- イ ただし、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定介護予防支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、介護予防サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行うこととする。
- ウ また、アにかかわらず、次のi)からiii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に 基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護予防福 祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面 等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、 当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当職員 が聴取した介護予防サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。
  - i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に<u>95</u> 号告示<u>第七十九号</u>において準用する<u>第二十五号</u>のイに該当する者 (例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
  - ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに<u>95 号</u>告示<u>第七十九号</u>において準用する<u>第二十五号</u>のイに該当することが確実に見込まれる者 (例 がん末期の急速な状態悪化)
  - iii)疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から<u>95</u> <u>号</u>告示<u>第七十九号</u>において準用する<u>第二十五号</u>のイに該当すると判断できる者
    - (例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性 肺炎の回避)
  - 注 括弧内の状態は、あくまでも i)~iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)~iii)の状態であると判断される場合もありうる。

## ② 基本調査結果による判断の方法

指定介護予防福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る介護予防福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定介護予防支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推 計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分(実施日時、調査対象者等の時点の確認及び 本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分)の写し (以下「調査票の写し」という。)の内容が確認できる文書を入手することによること。

イ 当該軽度者に担当の指定介護予防支援事業者がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写し を本人に情報開示させ、それを入手すること。